

○9番（福本耕太君）

9番、日本共産党の福本耕太です。日本共産党を代表いたしまして質問をいたします。

まず1つ目は、会計年度任用職員の4月遡及について質問をしたいと思います。

04年185人、6万3000円。これ月額の正規の職員のね、失礼しました、会計年度任用職員の月額の職員の支払うべき金額が、185人それから6万3000円円という金額になっています。

一方で、日額月給職員については、36人1万4000円ということで、これが04年度には支払われていない。あわせて05年度も確認しますと、支払っていないということで、合わせますとですね04年05年で185人の月額職員については、12万6000円の不払いが起きていると。また、36人の日額の方については2万4000円の不払いが起きているという問題が土庄町に今あります。

まず、初めにお伺いしたいんですけども、私はこれはきちんと年度職員に支払うべきだというふうに考えているんですけども現時点において、町長はどのようにお考えかということについて答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

福本議員からは、令和6年12月定例議会でも今回と同様の質問をいただきており、その際にもお答えいたしましたとおり、総務省からは「会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、」との通知があるとともに、また別の通知で、「普通交付税で財源措置をする」との通知がございました。

ところが、この財源措置につきましては、令和6年度、昨年度の例で申し上げますと、正規職員と会計年度任用職員の区別を設けず、両方の給与改定費として4245万円が措置されただけで、土庄町において、実際に正規職員と会計年度任用職員両方の給与改定と4月遡及を実施した場合における所要額5200万円余には、1000万円も不足するものでございました。今年度に至っては、現段階で財源措置の金額を確認できるものはございません。

こうしたことから、本町におきましては、財政状況や職務の性質等に鑑み、地方公共団体の裁量として、会計年度任用職員の給与改定を令和7年4月からとしたものでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。では、具体的にですね、質問しながらお聞きしたいと思うんですけど、町長にお伺いしたいんですけども、この4月遡及というのはですね、一体どういうお金だというふうに認識をされてるのか、町長の言葉で答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。福本議員のご質問にお答えします。

4月遡及は、言葉のとおり4月に遡ってというような意味であると思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君

○9番（福本耕太君）

はい。何を4月に遡って払わないといけない。で、そのお金ってどういう意味を持っているのかっていうことを説明してほしいと思うんですけど。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。人事院勧告にて引き上げられた給料を、その時点から4月に遡ってお支払いするというような認識でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

人事院勧告によって引き上げられたのはどうして引き上げられたのか、という点についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。民間と公務員との差額を計算した後に、その計算上、給料を引き上げるための、人事院勧告、すみません。その差額を公務員に当てはめるような形を取ったものだと思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

ああ、そういうふうに認識されてたんですね。根本的なとこが間違ってるん

ですよね。だから、お金が出なかったんだなというのは、いま、よくわかりました。

きちんと説明をしたいと思います。今ここに総務省からの資料があります。

これに基づいてお話をしたいんですけども、総務省が通知している、この公務員の給与改定等に関する取り扱いについての書類なんですけど。

これ、今年の11月11日に、高橋克法総務副大臣から各県知事や市町村、県議会議長、市議会議長等に人事委員会等に通達された文章なんですけども、この予算措置を行っていることについて、先ほど総務課長言われたように、正規職員と同様に年度職員の分を上げなさいということを言うてるんですけど。

これね、どうしてこんなことが行われるかと民間と公務員との差額を埋めるというものではなくてですね、物価が上がってますよね。で、賃金はそのままなんですね。この物価上昇に伴う賃金が上がってない状況のことを、実質賃金の低下と言います。今、経済学の用語で。で、実質の賃金が上がってない。物価の高騰に追いついていない分を補填しなければならないから、つまり賃金が下がっている部分について、実質賃金が下がっている部分について、物価高騰に追いつかせるために、賃金の適正化を行ってくださいということが、この文章の中で書かれております。

この文章を読みましたら、どこにもね民間の企業と公務員の賃金の均一化を図って、均等化を図ってくださいって書いてないんですよ。下がっている賃金下がっている実質賃金の適正化という言葉が各所で出てきます。そこがちょっと岡野町長、誤解されていると思うんですけど、単なる賃上げとは違うんです。賃金の不足分の補填なんです。適正化なんです。

今お話を内容をご理解いただけたでしょうか、まずちょっと確認したいんですけどいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

人事院または人事委員会の給与改定の調査方法としましては、民間企業との格差を調査して、公務員の給与を4月に遡って、いくらにするというようなことでの勧告が出ておりますので、岡野町長が申した答弁に誤りはございません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。民間の賃金との格差ということについて、この間、一貫して政府は言ってきたんですけども、物価高騰いわゆるデフレからの脱却ということで、誰

の目から見ても今物価が上がっていますよね。

それに対して、実質賃金が下がっているという認識を政府自身も持っています。そこに対して元岸田首相自身もこの賃上げをしなければならないということをおっしゃいました。

民間企業に対しては経団連に対して努力義務を課すと。課すというか努力して賃上げをしてくださいということを言ったんですね。

これ、物価高騰に対しての実質賃金が下がってるから、賃上げを経団連に対してやってくださいと、努力してくださいという言い方をしたんです。そこを基準にして、公務員に対しても当てはめてるわけですよ。

前提としては、もっとわかりやすく言うと物価が上がりすぎて生活ができない。これでは、国民の暮らしが回っていかないし、経済も回っていかないし、政府が言うような経済の立て直しだとか経済成長というのは有り得ないと。だから、物価の上昇というのは成功したけども、それに合わせて賃金を上げていかないといけないということが大前提にあるんですよ。

ですから、この言葉の中でも適正化という言葉が使われております。ですので、今までのね、ただ単なる民間企業に合わせるといった、そういう単純なレベルの話ではないんです。実質上、皆さんも感じておられると思うんですけど、ほんまに物の値段が上がっていると思います。もう倍ぐらい食べ物やたら倍ぐらい上がっていると思います、物によっては。

そういう状況で、その経済をどう立て直していくかというところが、土台にあった上での話になりますから、そこは理解している、共通認識として持っていただけるかどうかをご確認したいと思います。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

お答えいたします。

実質賃金が下がっているということにつきましては、報道でも承知しておりますし、そこの認識において、福本議員と差異はございません。

人事院勧告の制度としまして、民間との準拠というようなことで、行われているということを説明したわけでございまして、その認識として実質賃金が下がっているというところは、福本議員と差異はございませんので、申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

よかったです。実質賃金が下がってるというところは差異はないとおっしゃ

った。

つまりね、この中のこの文章の中でも、先ほど適正化っていう言葉言いましたけど、賃金を適正化してくださいっていうことは、その物価上昇に伴う賃金の引き上げということが前提になっているわけなんですよ。

で、そっから見ればですね、会計年度任用職員の人達だって、正規の人達だって生活が厳しくなって苦しくなっているわけです。もちろん民間もそうですけども。だから、きちんと適正化をしないといけないという話になっているということが前提だと思うんです。

まず、ちょっとね考え方として、このまま放置したらどうなるのか。実質賃金が下がっている状況で賃上げを行わなければ、政府の言っている経済成長はあり得るのかどうか。これ経済全体を、土庄町の地域経済全体を見たときに、町長がどう考えるのかについて認識をお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

4月遡及の部分と、また質問の方がずれていると思いますが、そのようなところちょっとお答え願います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

どこがずれているのかわからんのですけど。

私から言わしてみたら、4月遡及を行わなかったら、ね、実質賃金が下がつたままになっていて、で、働いている人たち、年度職員の人たちの所得が減るわけで、これが結局は可処分所得を減らして、地域経済を衰退させていくということになるから、町長の立場として、経済を底上げしていくためには、きちんと払うべき賃金を払っていくと。

そのために、国の方もこの文章の中で、通達を出して正規職員と同様に、会計年度任用職員の賃上げというか、適正化ですね、適正化を行ってくださいっていうことも言うてますし。それからお金も出していると。先ほど聞いた金額は、それ以上十分ではないというふうにおっしゃったんだけども、十分ではない、あるかないかということは、これは国に対してね、きちんと十分なお金出してくださいというのは、町長の責任やと思います。それは、職員の責任ではなくて、それは言うべきことだと思うんですけども、でも事実上をきちんと支払わなければ、そういう実質賃金の低下というものを適正化することができないという面から言えば、それは払わんといかんじやないですかと。

これ別に話ずれた話ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。福本議員のご質問にお答えします。

先ほどの総務課長の答弁にあったとおり、7年4月からの給料に対しては、会計年度の賃上げを行っておりますので、そこがすべて影響するという部分には、福本議員のご質問に対しての私が答弁することによっては、先ほど聞いたように当てはまらないと思っております。

それとですね、会計年度それも総務課長がお伝えしたとおり、国の方から普通交付税として措置されるという部分が、全然事足りておりません。そのようなところも鑑みて、このような措置をとっていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

05年度の、令和7年とおっしゃったね、05年度ですね、ごめんなさい2025年ですよね、2025年度の4月遡及してないですよね。しています。してないでしょ。してないんですよ。

だから、令和7年度の4月遡及については、やってるって今おっしゃった。違う。いや、やってないと思うんですけど。

もう1回話を戻しますけど、昨年度の4月遡及と今年度の4月遡及を、きちんと両方ともやってほしいという、やるべきやということを主張を私はしているんですけど、今年の分は、いま町長のお話だったら、やってるというふうに認識されてるよう聞こえたんですけど、違います。

○議長（濱野良一君）

時間止めてください。ちょっと一度整理して。

よろしいですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えします。

福本議員とのちょっとずれがあるのは、7年度4月より賃上げを行っています。遡及とは、私は返答しておりませんが、そのようなところでご理解いただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

賃上げっていうのは、ボーナスとか、給料そのものの引き上げではなくって、ボーナスではないかと思うんです。

というのは。ああ、給料も入っている。

ここでは、令和7年の11月11日に来ているこれについては、どういう話どういう理解なんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど遡及の話と通常の年度ごとの年度の給与改正が、ちょっと混ざっているような気がいたしますけれども、今お答えしていますのは、昨年度、令和6年度に関しましては、遡及はしておりません。

ただ、令和7年度になりますと、会計年度任用職員の給料はベースアップしております。7年の4月1日から改正をしております。

ただ、7年度入りまして今現在ですね、4月遡及については、今のところしておりませんというようなことでございます。よろしいですか。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

令和7年に入ってから賃上げが行われていることで、だけど令和6年に関しては、賃上げが行われなかつた部分については払われてないということですね。

うん。そう。そうではない。

ほんならちょっと時間もあるので、ちょっと支払われていない金額が残っているかどうかについて、先ほど私が言った金額もそうしたら変わってくると思うんですけど、その部分だけあるかどうかを聞きたいと思うんですけど。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

全部ではございませんけれどもまとめて申し上げますと、会計年度職員の給与改善、すなわち、ベースアップですね。それと手当の支給、最近の例で言いますと、期末手当に加えて新たに勤勉手当を出す、そのような処遇改善は、その都度、土庄町においても行っております。毎年行っております。

ただし、4月に遡及して、4月に正規職員と同様に4月に遡及して、4月からそのベースアップをしますよというようなところまでは、十分な財源がない

ので行っておりません。

今年の例で言えば、8年の4月から、ベースアップを行うというようなのが、今の状況でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

金額が上がった時点からは、変えているってことですよね。そういう意味では。だけど、上がる前の分は払ってませんよってことですよね。それはそれで合ってますよね。

すみません、ちょっと行き違いがあったと思うんです。僕が言っているのは、その金額が上がる前の部分についての話なんで、ごめんなさい、ちょっと行き違いがあったと思います。

そうなると金額が変わってくるとは思うんですけども、その部分について、さっき去年だったら6万3000円上限の、この分については払われてないという理解で正しいわけですね、これについてはやっぱりきちんと払うべきじゃないかというふうに思います。

今んところ払う予定はないというふうにおっしゃったんで、ちゃんと払ってほしいと思うんですけど。

ちょっと角度を変えて質問したいと思うんですけども、この文章のね、内容によったら、正規の職員と同様に会計年度任用職員にも支払うように書かれているというところでですね。今、岡野町長は、正規の職員にはきちんと4月遡及行っているんです。当然ですけどもしないといけないことなんで、だけど会計年度任用職員については先ほど言われたように、4月にさかのぼって払ってない分のお金があるんですよ。

僕はこれはね、差別に当たると思っております。ほんで、これね差別に当たると認識しているかどうかっていうのは、それぞれ違うと思うんで、ここちょっと確認したいと思うんですけど、岡野町長はこれ自分で差別やと思っているか思っていないかについて、答弁を求めたいと思います。

正規職員と会計年度職員で、差別が生まれているというふうに私は思ってるんですけど、岡野町長はどう思っているんですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。差別であるというような認識はございません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。そういうふうにお答えになると思いました。

差別ではないというふうに認識しているというふうにおっしゃったんですけども、じゃあ差別って一体何なのか。

これね国際基準というのが、定義があるんです。国際基準の定義に基づいて、日本にも同じ定義がございますけれども、その定義っていうのはどういう定義になってるかご存じでしょうか。もし知ってたらちょっとお答え願いたいと思います。今すぐ出てこなければ、私が言いますんで。

○議長（濱野良一君）

お答えください。

○9番（福本耕太君）

特定の集団だったりとか属性を持つ個人に対して、属性を理由に不当に異なる扱いを行うことというのが、国際社会における差別の定義です。

具体的に内閣府の資料を見ますと、合理的な理由なくあるものを他のものよりも低く扱う行為を指すというふうになっております。

この定義についてお尋ねしたいと思うんですけど、岡野町長は、会計年度任用職員は正規の職員とは異なって、土庄町の職員ではないというふうにお考えでおられるのでしょうか。

それとも同じ職員だというふうに考えておられるのか、答弁を求めます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の職員として認識しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。同じ土庄町の職員というふうに認識してるっていうふうに、いまおっしゃられました。

だったら、同じ職員なんですから、年度職員をその属性や、年度職員という属性によって区別して除外して不当な扱いをすることは、これは明確な差別だというふうに思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えします。

福本議員のおっしゃることも理解できますが、現状、総務課長からお伝えしたとおり、国の方からすべての交付税措置としての金額がわれわれの方に支給されたわけではございません。

そのようなところから、これからですね県、それから国にですね、すべての土庄町が雇い入れた職員に対しての交付税措置を行うよう投げかけていきます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

いま国からお金が來てるかどうかという話はしてないんですよ。

あのね、行政として、差別をやつていいかどうかという問題です。人権学習とか学校とかでもしてるとと思うんですよね。各小学校とか中学校で働いてる職員さんの中にも会計年度任用職員さんがおられて、その会計年度任用職員さんにも、子どもたちとか家族がいるわけですよね。そういう人たちのところ、手元にきちんと賃金がいってないということが大きな問題であって、その前提にその中にですね、差別が起きているということが、国がどうこうとかお金が來てるとかっていう話じゃなくって、差別を前提に、賃金の支払い、正規職員がきちんと払われている、それから会計年度任用職員さんには払われていないという現状があることに対して、私はこれはすごく深刻な問題だというふうに思っているんです。

で、町長は差別してるつもりはないというふうにおっしゃった。差別してる認識はないと認識してるのは自由なんです、それは。

だけど、実在している、実存している問題というのは、これは先ほどの国連の定義に照らしても、内閣府の定義に照らしても、やはり明確な差別なんです。実在するもの。

今、国に対して求めていくというふうにおっしゃったんだけども、実在している差別をなくすためには、まずはきちんとお金を払っていくと。払っていない4月遡及分についてお金をきちんと払っていった上で国に対して、私たちは国の通達に基づいて、会計年度任用職員さんにもお金を払っているんだから、だからお金をちゃんと出してくださいということを、町長として言うしていくのが、差別をなくしていく行政になるんじやないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問に再度お答えします。

福本議員のおっしゃることは理解できますが、現状の措置の方法といたしまして、会計年度の職制等々を鑑みた上での判断でございます。ご理解いただきますようお願ひいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今、町長ね。差別の定義について自分自身は、差別はしていないとおっしゃったんだけども、それに対してこうこうこういう定義に基づいて、自分は差別はしていないというふうにはおっしゃられなかつた。

つまり、今起きている、土庄町で起きている、正規職員と非正規との間にある差別の問題については否定をされなかつたということです。

○議長（濱野良一君）

福本議員、それは差別問題と遡及とはちょっと違うので、言葉尻はちゃんとお伝え願えたらと。

○9番（福本耕太君）

あなたの意見聞いてないんですよ。いま私、町長と討論してるんです。

おだまりください。

○議長（濱野良一君）

ちょっと待ってください。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 37 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

大変失礼しました。
再開いたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

整理して申し上げますけれども、私は岡野町長に差別主義者だとか、そういうことを言うつもりは全くありません。で、差別しているつもりはないと先ほどおっしゃったし、私、そういうのは当然そういうふうにおっしゃると思っていた。

事実として、正規の職員と会計年度任用職員との間には、4月遡及が行われている、行われていないと。もっと言うたら、185の方に6万3千円払われていない、36の方に1万4千円払われてない、という現状があるということを踏まえて、この格差っていうのは、国連の定義に基づいたら差別に当たるんですから、認識されていないのであれば早いことこれを埋めていただいて、この事実としての差別を解消していただくことが大事なんじゃないかなと、そういう意味で提案をしております。

ですので、個人の差別主義とかではなくて、現状として事実として、実情として差別が起きている状況があるんで解消していくべきじゃないかということを述べました。

○議長（濱野良一君）

今のちょっとストップ。

○議長（濱野良一君）

再開します。

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今も述べましたように、正職と非正規の間にそういう補填の差があるというのは、事実上差別になるというふうに、私考えておりますので、そういう部分の差別を解消していく上でもきちんと遡及を行っていただきたい、不払いの賃金については払っていただきたいということを述べてこの質問については終わります。

次の質問に入りたいと思います。

前回9月に質問もしましたけども、0歳から2歳までの保育料の全額無償化ということを提案いたしましたら、町の方でもやりますという答弁返ってきました。いつからそれをやるのかというのを、具体的なスキームをお答え願えたらと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

9月議会でお答えしたとおり、認定保育所、それから公立こども園についての0から2歳の保育料の負担軽減については、現在、予算編成の期間でございます。その中に挙げておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。来年、選挙がありますからどうなるかわからないんですけども、予定としては来年度の当初予算の中に入れる予定というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。計上しておりますので、今予算審議中でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。ありがとうございます。

では、次の質問に行きたいと思います。

路線バスの定期購入に対する補助ということで挙げさせていただいているんですけども、具体的に申しますとですね、これから都会からですね、お父さんお母さんの介護も含めて、子育て中の若いご夫婦とか親子が戻ってくる、夫婦に限らずですけど親子持ってくる場合があると思います。

その時に都会の場合については、交通インフラが発達しているので車の免許を持つ必要がないという状況がかなりあります。

事情があってやっぱり島に戻ってこられる方に対して、子どもを保育園に送り迎えするときのですね、交通手段がないというのが非常に大きな問題になっ

てくるんではないか、現状としてもあるというふうにお聞きしているんですけども。その時に今の状況ですと、お母さんお父さんが定期を購入して一般定期ですね、1カ月1万8千円の定期を購入していかないといけないというふうになつてますので、それではやっぱりちょっと、かなり生活に響くと思いますし、子育て支援の対策として、定期の購入補助を出すとかですね、それから小学校に行くバスに同乗するとか、何かの形で保育園に子どもたちを、送り届けることができるような仕組みを作っていくことが大事なんじゃないかと思うんですけど、1つの例としてですね、定期の補助ということ言いましたけども、町として何か考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

本町で、路線バスを利用して通園をしている方は、現在のところ1名であります。この方につきましては、近くのこども園に通うことを勧めるなど、個別に対応させていただいております。

また、福本議員から実例として通告書に書いておられる方につきましては、最近移住してこられた方で、まだ保育所・こども園を利用することになるかどうか、決まっておりません。

こうしたことから、現在のところは、こども園等への通園にかかるバス代の定期券購入補助につきましては、検討しておりませんが、土庄町への引っ越しを検討される方、この方たちに対しましては、われわれ教育総務課は、真摯に対応させていただいております。

こども園等の所在や通園方法など、丁寧に説明をしてまいりました。さまざまなご家庭の事情があると思われますので、まずは丁寧に個別対応していかせていただきまして、必要に応じて通園支援の検討もしてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。丁寧に個別支援をしていこうと考えているというふうにおっしゃったんですけど、具体的ですね、その当事者からしたら、小学生がバスに乗って学校に行くのに、同乗させてほしいとか、そういういろんな意見もお聞きされてると思うんですけど、今、いくつか考えられてる中で、こういう方法あるんじゃないかなというのがあれば、お聞かせ願いたいと。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

福本議員の再質問にお答えさせていただきます。

スクールバスへの同乗といいますのは、過去に実例がございます。

あと、現在滝宮方面へのスクールバス、ミニスクール号ございまして、こちらの方が、役場の方に7時半に帰ってくる状態でございます。そのあと、例えば通園支援、そういうことも1つ考えられることだと思います。

また、福本議員のご提案の通園のバス代の補助、これらも1つの案ではないかとそのように感じております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。ありがとうございます。

今後若い方が、こどもを連れて戻って来られたときに、こういうことがスムーズに進むように、さまざまな方法で対処対応していただけたらというふうに思います。車の免許を持たない人ってのは、結構都会にいるという認識を持つといて欲しいなというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、4つ目は、公共施設の再利用についてということで、これまで質問をしてきましたけども、使わなくなった施設ですね小学校の建物であるとか、いろんな施設を民間に貸し出す際の公平性、それから公共性を担保していく上で、私は2つのことを、大きく分けてですね、2つのことをご提案させていただきました。

1つは公共性の担保としては、地域住民による利用を最優先するという点と、それから医療や福祉など公共性の高い事業を優先することを、提案してきました。

もう1つは、そういうことがクリアされてですね、営利目的の一般民間企業に貸し出す場合についての話なんんですけども、それでも公平性を担保するためですね、民間企業同士の公平性の担保ですね、をするために、一定期間の公募期間を設けること、それから、利用料金や契約内容について、恣意的に個人の関与ができないようにね、そういうガラス張りの仕組みにしていくということを提案してきたんですけども具体的にはどのように進められてきたか。進捗状況等を答弁していただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、公共施設の再利用、いわゆる貸付や売却について、町としてどのような募集、契約の方法をとるかを明確にするため、令和7年4月に「土庄町公有財産貸付要綱」及び「土庄町普通財産の売払いに関する要綱」を整備しました。これにより貸付にしろ、売却にしろ、原則として一般競争入札または公募により、広く希望者を募ることとしております。

そのうえで、問1の質問につきましては、一般競争入札または公募に至る前に、必要に応じて地域住民や施設利用者のご意見を伺い、あるいは優先すべき公共性への検討を行い、貸付や売却の際には、それらを考慮した制限や付帯条件を設けるなどしてまいりたいと考えております。

続いて、問2の質問につきましては、①の一定期間の公募期間を設けることに関しては、先に挙げたとおり、一般競争入札または公募を原則とすることで、一定の期間を設けております。

また、利用料金や契約内容の恣意的関与を排除することについて、利用料金については、「土庄町行政財産の使用料に関する条例」に基づき算定しており、ここに恣意的関与は生じません。また契約内容に関しましても、契約書は標準条項を参照して作成しており、個別条項の恣意性を排除しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

いま、1つ目の地域住民による利用を優先すること、それから医療福祉など公共性の高い事業を優先することということについては、今やっているというふうに答弁がありました。

具体的にはそういう、何か規約とか文章によって明示されているのか、それともただなる内部での話なのか、言うたら、来た人が見られるようになっていいのか、ていうのを1つお答えいただきたいのと、もう1つは、公募についてはやりますと、そのままやりますという話だったんですけど、利用の料金とか契約内容についてっていうのは、契約していない人も、それを見ることができるんかどうかですね、それについては、今どうなってるのか、例えば今貸し出している施設は、いくつかあると思うんですけど、その契約内容を一般住民が見ることができるんかどうか。見ることができるんだったら、見ることはできることはできないんだったら見ることができるようになるかどうかっていう点についてお答え願いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目の、地域住民であるとか施設利用者がその条項なり見ることができるかということでございますけれども、特に文面として書かれているところはございませんので、運用上でそういうような取り組みをやっていくというところでございます。

また、そのほか、契約書等は見られるのかということでございますけれども、情報公開等の方法がありますので、町民であるというところがあるとは思うんですけれども、情報公開を請求していただければ、契約状況が閲覧することが可能でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

これから公共施設の再利用については、さまざまなことが出てくると思うんですけども、やる場合にですね、住民の間で摩擦が起きないような仕組みってのは非常に細かいことをやっぱ決めていく必要があると思うんですけど、さっきちょっと情報公開請求せんとあかんという話については、これはちょっと情報公開請求しなくともできるような仕組みにして欲しいということを申し述べまして、私の質問を終わりたいと思います。